

条例による事務処理の特例制度の改善を求める提言

平成 12 年施行の地方分権一括法で、地方自治法が改正され、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより、市町村が処理することができる制度が創設された。

最近の地方分権改革が、「地方の発意に基づく分権」へと転換が図られる中、「条例による事務処理の特例制度」はまさに、地方重視を先取りした制度として、地方分権推進の一翼を担ってきたことは、一定の評価ができるものである。

しかし、その運用においては、都道府県の意向が強く反映され、本来あるべき、都道府県と市町村の対等な協力関係が形成されていない状況や、都道府県間の運用に格差があることが見受けられる。

そこで、同制度による権限移譲において、受け入れる市町村側の意思決定が尊重され、これまで以上に有効に機能する制度とするために、国において以下の事項について積極的な措置を講じられるよう提言する。

1 市町村側から都道府県に対して権限移譲を要請する際の、市町村議会での議決要件の撤廃

地方自治法第 252 条 17 の 2 第 3 項では、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第 1 項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる」と規定されているが、市町村による同要請制度の全国における活用実績は現時点で皆無である。これは、市町村議会の議決は市町村の重い意思決定であり、その手続きも煩雑であるにもかかわらず、都道府県知事への「要請」にとどまることが要因の一つとなっていると考える。

その一方で、今年度から内閣府が創設した「地方分権改革に関する提案募集」においては、市町村議会の議決が要件とされてはいない。

いずれの制度も要請のレベルであり、強制力を持つものではないことを鑑みれば、「条例による事務処理の特例制度」における、市町村側から都道府県への権限移譲の要請のみに市町村議会の議決を要件とすることは、バランスを欠くものであり、スピード感を持って地方分権を推進する観点からも、市町村議会の議決要件の撤廃を求めるものである。

2 都道府県と市町村との適切な「協議の場」の設置義務化

地方自治法第 252 条 17 の 2 第 2 項では、「条例による事務処理の特例制度」による、都道府県から市町村への事務権限の移譲において、都道府県知事は、あらかじめ市町村長と協議を行うことと規定されているが、その実情は条例制定権を有する都道府県側に主導権があり、市町村がその意向を主張する場が少ないことは、中核市の中でも多くの都市が問題視している。

このことは、第 30 次地方制度調査会の答申においても触れられており、移譲事務の内容や財源措置について、都道府県の意向が強く反映されているのではないかと懸念が明記されている。

しかし一方で、中核市市長会における権限移譲に関する検討において、一部の都道府県では、対等な立場による協議を実現し、良好な関係で分権を進めているという事実も確認されており、このような取り組みが広く実施されることが望まれる。

そこで、移譲対象事務の範囲や財源措置などについて、都道府県と市町村が相互に情報共有を図り、対等な立場で協議を行う機能を持つ「協議の場」の設置を義務付ける規定を設けるよう、地方自治法の改正を求めるものである。

3 制度運用に関する国によるガイドラインの策定

前述のとおり、都道府県ごとに移譲対象となる事務権限の範囲や財源措置の考え方が大きく異なっている現状があるが、同制度の運用について、国の明確な指針等がないことも、その要因と考えられる。

そこで、次の項目について国によるガイドラインの策定を求めるものである。

- (1) 権限移譲を進めるにあたっては、市町村との協議に基づき都道府県が移譲計画を策定することをルール化すること
- (2) より効率的な権限移譲を進めるために、関連事務の具体的な例示など、パッケージ化における考え方を、国において明示すること
- (3) 都道府県において専門知識を有する人材の確保などの人的支援が適切に行われるよう、その手法などを示すこと
- (4) 移譲事務の執行に係る経費はもとより、準備段階での初期費用についても、都道府県において適切に財政措置が行われるよう、一定のルールを策定すること

平成 26 年 11 月 7 日

中核市市長会